

農林水産省における 輸入食品の安全対策について

農林水産省 消費・安全局
消費・安全政策課

食の安全問題を巡る状況の変化

○ 危害要因の多様化

・ O157、ダイオキシン、BSE 等

○ 食サービスへの依存度の高まり、流通の広域化・複雑化

・ 中食や外食の普及、原材料調達のグローバル化、供給プロセスの分業化 等

○ 社会全体の情報化の進展

・ マスメディアの活動、インターネットの普及

○ 科学の進歩と不確実性の増大

・ 環境ホルモン等の新たなリスク、分析技術の向上、GM食品の安全性、BSEの人への感染性 等

○ 消費者の関心の高まり

・ 新たな健康被害に対する不安、リスクをさけたいというニーズ 等

『食品安全基本法』

法律第48号 平成15年5月23日

第4条

農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

『食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件』

衆議院農林水産委員会 平成15年5月15日

- 一 国の内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、輸出国におけるリスク分析の状況や食品事故に関する情報収集等に努めるとともに、輸入農林水産物等については、国内産品と同等の安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。

『食の安全・安心のための政策大綱』

農林水産省 平成15年6月

イ 輸入食品の安全の確保

多くの食料を海外から輸入している我が国では、輸入食品の安全性を確保することが重要です。このため、厚生労働省の全国31ヶ所の検疫所・支所において、輸入食品の監視・検査が行われ、問題がある食品については、廃棄などの措置がとられています。

農林水産省においても、政府が輸入する米麦の残留農薬の検査や市販の輸入食品や農畜水産物の調査を厚生労働省と連携して実施しています。また、輸出国でのリスク管理の状況や食品関連の事故に関する情報収集・提供を行います。さらに、専門家や消費者の意見を踏まえた的確な検査を行うための体制を整えるほか、リスク管理対策などについて輸出国と情報や意見の交換を進め、厚生労働省と連携して輸入食品の安全の確保を進めます。

政府が輸入する外国産米麦の安全性確保体制

〔農林水産省の自主検査〕

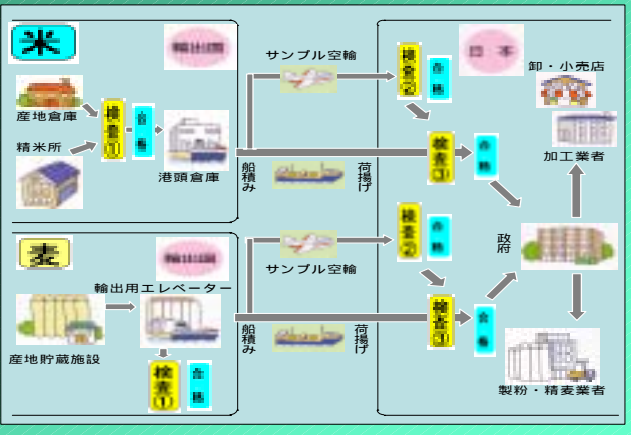
船積前の米穀については買付け予定の産地倉庫・精米所等から、麦については輸出エレベーターからサンプルを採取し、輸出国の政府又は公的機関等で検査を実施 (積地検査)

船積時にサンプルを採取し、本邦に空輸の上、厚生労働大臣指定検査機関で検査を実施 (着地検査)
(SBS輸入米麦については厚生労働省登録検査機関でも可)

(厚生労働省の検査)

食品衛生法に基づき到着貨物の検査を実施 (行政検査)

政府が輸入する外国産米麦の安全性確保体制



平成15年度の輸入野菜に係る残留農薬調査について

1 調査の目的

○ 輸入野菜が増加する中で、13年度末から緊急的に市販の輸入野菜等について残留農薬検査を実施し、随時、厚生労働省に対して情報提供

○ 食品事業者に対して残留の恐れのある農薬名等を情報提供することによって、食品事業者の自主検査活動等を助長

○ 消費者に対してもこれらの情報を公表

平成15年度の輸入野菜等に係る残留農薬調査について

2 調査内容

(1) 実施機関

(独) 農林水産消費技術センター(全国8ヶ所)

(2) 対象検体

残留農薬基準に違反する蓋然性の高さや輸入の増加傾向等を勘案して、市販輸入野菜等約600検体(生鮮野菜255検体、冷凍野菜195検体、生鮮果実100検体、きのこ類50検体)についてそれぞれ86農薬を検査

(3) 調査結果

四半期毎にとりまとめ公表する。また、残留農薬基準値を超過した検体が発見された場合には、直ちに厚生労働省に通報する。

3 調査対象品目

○ 生鮮野菜

トマト(ミニトマト含む): 10検体、にんにく: 10検体、ねぎ: 10検体、たまねぎ: 10検体、カリフラワー: 5検体、ブロッコリー: 10検体、レタス: 10検体、キャベツ: 10検体、にんじん: 10検体、ごぼう: 10検体、きゅうり: 5検体、さやえんどう: 10検体、スナップエンドウ: 10検体、えだまめ: 5検体、アスパラガス: 10検体、ジャンボピーマン: 10検体、さといも: 10検体、しょうが: 10検体、すいか: 5検体、いちご: 5検体、オクラ: 10検体、にんにくの芽: 10検体、生鮮ハーブ類: 5検体、なす: 5検体、スイートコーン: 5検体、かぼちゃ: 10検体、れんこん: 5検体、くわい: 5検体、やまのいも: 5検体、ズッキーニ: 5検体、ししとうがらし: 5検体、メロン: 10検体

○ 冷凍食品(味付けを含まない)

アスパラガス: 10検体、えだまめ: 10検体、さやえんどう: 10検体、いんげん: 10検体、そらまめ: 10検体、かぼちゃ: 10検体、カリフラワー: 10検体、グリーンピース: 10検体、さといも: 10検体、たまねぎ: 10検体、にんじん: 10検体、にんにくの芽: 10検体、馬鈴しょ: 5検体、ブロッコリー: 10検体、ほうれんそう: 10検体、ごまつな: 10検体、チンゲンサイ: 5検体、れんこん: 5検体、オクラ: 10検体、ごぼう: 5検体、菜の花: 5検体、ねぎ: 5検体、いちご: 5検体

○ 生鮮果実

バナナ: 30検体、グレープフルーツ: 20検体、パインアップル: 10検体、オレンジ: 10検体、レモン: 10検体、キウイフルーツ: 10検体、さくらんぼ: 10検体

○ きのこ類

生いたけ: 5検体、まつたけ: 10検体、エリンギ: 10検体、マッシュルーム: 10検体、たけのこ: 5検体、ひらたけ: 5検体、まいたけ: 5検体

平成14年度の調査結果

(1) 生鮮野菜

区分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分析品目 (検体数)
韓国産	38	0	ジャンボピーマン(21)、トマト(6)、ししとうがらし(4)、エリンギ(1)、キャベツ(1)、きゅうり(1)、スナックエンドウ(1)、マッシュルーム(1)、うしゆみかん(1)、なす(1)
中国産	226	1 スナックエンドウ 1検体からシベリウムを検出(0.07ppm)	スナックエンドウ(24)、にんにくの芽(24)、さやえんどう(23)、生しいたけ(21)、ごぼう(21)、ねぎ(19)、ししとう(19)、ブロッコリー(17)、にんにく(17)、さといも(12)、たけのこ(6)、おくら(5)、エリンギ(5)、くわい(3)、やまのいも(3)、れんこん(2)、アスパラガス(2)、オクラ(1)、カリフラワー(1)、落花生(1)
タイ産	35	0	オクラ(20)、アスパラガス(11)、ヤングコーン(3)、ごぼう(1)
フィリピン産	26	0	アスパラガス(14)、オクラ(12)
台湾	3	0	さやえんどう(2)、スナックエンドウ(1)
合計	328	1	

(注) スナックエンドウ(未成熟えんどう)の食品衛生法の残留農薬基準は、0.05ppm

平成14年度の調査結果(続き)

(2) 加工食品

区分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分析品目 (検体数)
中国産	260	2 ほうれんそう 2検体からクロロピリドス(1.8ppm, 0.03ppm)を検出 1 カリフラワー 1検体からメタミドホス(2.6ppm)を検出	冷凍野菜: ほうれんそう(26)、ブロッコリー(20)、アスパラガス(19)、さといも(18)、えだまめ(15)、いんげん(14)、カリフラワー(13)、そらまめ(13)、にんにくの芽(11)、れんこん(11)、にんじん(9)、ねぎ(9)、オクラ(8)、さやえんどう(8)、たけのこ(7)、いちご(6)、ごぼう(6)、菜の花(5)、馬鈴しょ(3)、たまねぎ(3)、チンゲンサイ(2)、とうもろこし(2)、ピーマン(2)、こまつな(2)、だいこん(2)、かぼちゃ(1)、にんにく(1) 水煮野菜: たけのこの水煮(2)、れんこん水煮(1)、みき水煮(1)、ゆくしげ水煮(1) 塩蔵野菜: つけぼし(5)、たかなづけ(4) 乾燥野菜: 乾燥だいこん(5) 酢調整品: らっきょう漬(5)
台湾産	12	0	冷凍野菜: えだまめ(12)
合計	272	3	

(注) 食品衛生法の残留農薬基準は、生鮮野菜及び冷凍野菜のみに適用され、ホウレンソウの「クロロピリドス」の残留農薬基準値は0.01ppm、カリフラワーの「メタミドホス」は1.0ppm

平成15年度の調査結果(～9月30日)

(1) 生鮮野菜等

区 分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分 析 品 目 (検 体 数)
アメリカ	5	0	ブロッコリー(2)、メロン(2)、にんじん(1)
韓 国	4	0	ジャーンホー(3)、トマト(1)
中 国	34	0	ごぼう(3)、さといも(3)、しょうが(7)、スナップ(えんどう)(4)、にんにく(4)、にんにくの芽(6)、ねぎ(3)、やまのいも(1)、さやえんどう(1)、たまねぎ(2)
台 湾	1	0	ごぼう(1)
タ イ	3	0	オクラ(1)、アスパラガス(2)
フィリピン	1	0	アスパラガス(1)
ニューゼーランド	4	0	かぼちゃ(1)、ジャーンホー(1)、たまねぎ(2)
オランダ	2	0	ジャーンホー(2)
メキシコ	3	0	メロン(2)、かぼちゃ(1)
合 計	57	0	

平成15年度の調査結果(～9月30日)(続き)

(2) 生鮮果実類

区 分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分 析 品 目 (検 体 数)
アメリカ	32	0	オレンジ(8)、グレープフルーツ(7)、さくらんぼ(10)、レモン(7)
エクアドール	7	0	バナナ(7)
台 湾	7	0	バナナ(7)
南アフリカ	7	0	グレープフルーツ(7)
ニューゼーランド	8	0	キウイフルーツ(8)
フィリピン	14	0	バナナ(7)、バナナ(7)
合 計	75	0	

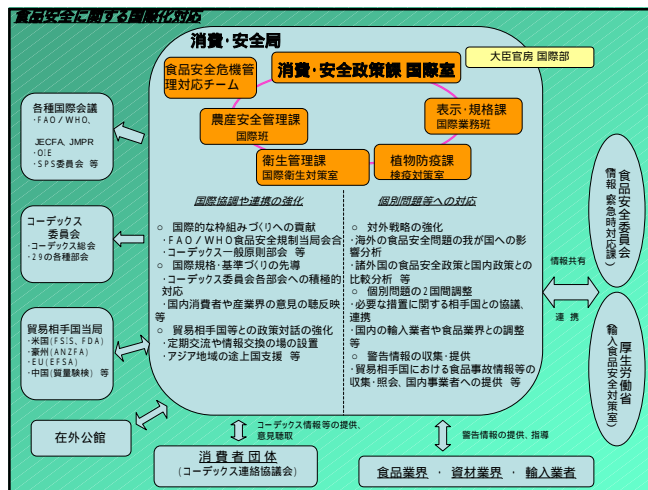
平成15年度の調査結果(～9月30日)(続き)

(3) きのこと類

区 分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分 析 品 目 (検 体 数)
中 国	6	0	生いたけ(3)、まつたけ(3)
合 計	6	0	

(4) 冷凍食品(味付けを含まない)

区 分	検体数	残留農薬基準値を超過した検体数	分 析 品 目 (検 体 数)
中 国	85	0	アスパラガス(7)、いんげん(4)、オクラ(8)、カリフラワー(4)、ごぼう(2)、こまつな(5)、さといも(4)、さやえんどう(6)、そらまめ(7)、えだまめ(2)、菜の花(3)、にんじん(5)、にんにくの芽(7)、ブロッコリー(8)、れんこん(4)、いちご(1)、ほうれんそう(1)、馬鈴薯(2)、ねぎ(3)、チンゲンサイ(1)、たまねぎ(1)
台 湾	2		えだまめ(2)
タ イ	6	0	いんげん(4)、えだまめ(2)
合 計	93	0	



○ 農林水産省の食の安全・安心のための取り組み

http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/top.htm

○ (独) 農林水産消費技術センター

「食の安全・安心情報交流ひろば」

<http://www.cfqlcs.go.jp/hiroba/index.htm>